労働基準関係法令違反に係る公表事案

群馬労働局　　最終更新日：令和８年10月30日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
（有）群馬ランドスケープ	群馬県邑楽郡 邑楽町	R7.12.2	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	４日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R7.12.2送検
（有）黎明 あんず調剤薬局吉岡店	群馬県北群馬郡 吉岡町	R8.1.5	最低賃金法第４条	労働者５名に、１か月分の定期賃金合計約110万円を支払わなかったもの	R8.1.5送検
（有）川崎製作所	群馬県高崎市	R8.1.29	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第131条	プレス等に安全装置等を取り付けていなかったもの	R8.1.29送検
（有）ケー企画	群馬県館林市	R8.2.12	最低賃金法第４条	労働者17名に、４か月分の定期賃金合計970万円を支払わなかったもの	R8.2.12送検
日成産業（株）	群馬県伊勢崎市	R8.3.13	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の11	フォークリフトの運転席から離れる際に、フォークを最低降下位置に置かせなかったもの	R8.3.13送検
北関東秩父コンクリート（株）	群馬県高崎市	R8.3.16	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	機械の掃除等を行う際、機械の運転を停止しなかったもの	R8.3.16送検
（有）大國館	群馬県利根郡 みなかみ町	R8.6.11	最低賃金法第４条	労働者３名に、２か月分の定期賃金合計80万円を支払わなかったもの	R8.6.11送検
カンダ物流（株） 北関東主管ウェアハウス	群馬県邑楽郡 邑楽町	R8.8.14	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約3.8mのピッキングフォークリフトの運転席で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R8.8.14送検
金子林産（有）	群馬県桐生市	R8.9.14	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	機械の掃除等を行う際、機械の運転を停止しなかったもの	R8.9.14送検
（株）山岸鍛工	群馬県みどり市	R8.10.19	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第147条	鍛造ハンマーを使用する際、安全装置を設けていなかったもの	R8.10.19送検